

金沢美術工芸大学教授会規程

平成 22 年 4 月 1 日

規程第 29 号

(趣旨)

第 1 条 この規程は、金沢美術工芸大学学則（平成 22 年規程第 1 号。以下「学則」という。）

第 9 条の規定に基づき、教授会の組織その他に関し必要な事項を定めるものとする

(招集)

第 2 条 教授会は、定例会（以下「定例教授会」という。）及び臨時会（以下「臨時教授会」という。）とし、学長が召集する。

2 定例教授会は、毎月第 2 木曜日に召集する。ただし、その日が学則第 16 条に規定する休業日に当たるときは、この限りでない。

3 臨時教授会は、学長が必要と認めたとき、又はその構成員の 3 分の 1 以上の者から書面をもって会議に付すべき事件を示して請求があった場合に召集する。

4 学長に事故があるときは、学長があらかじめ指名した者がその職務を代理する。

(議長)

第 3 条 教授会の議長は、学長が当たるものとし、学長に事故があるときは、学長があらかじめ指名した者（あらかじめ指名した者がいないときは教育研究審議会で選出された者）が議長になる。

(議決)

第 4 条 教授会は、構成員の 2 分の 1 以上の出席がなければ会議を開き、議決することができない。

2 教授会の会議の議事は、出席した構成員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(審議事項)

第 5 条 教授会は、学則第 9 条第 4 項に定めるもののほか、次に掲げる事項を審議し、学長が決定を行うに当たり意見を述べるものとする。

(1) 教育課程に関すること。

(2) 学生の試験に関すること。

(3) 教育研究審議会委員の選考手続きに関すること。

(4) 学生の賞罰に関すること。

(5) その他教育研究に関する重要な事項として学長が認めるもの

(開催の通知)

第 6 条 学長は、教授会において審議すべき議案及び日程を、会議日前 2 日までにその構成員に通知しなければならない。ただし、急を要するときは、この限りでない。

2 学長は、前項に規定する議案及び日程をあらかじめ定めた場所に掲示することにより、前項の通知に代えることができる。

(提案、意見の表明)

第 7 条 教授会は、定款その他規程等に定める教育研究審議会の審議事項等に関し、教授会として提案をし、又は意見を具申することができる。

2 教授会は、理事会、経営審議会及び教育研究審議会の決定事項の報告に関し意見を表明

することができる。

(除斥)

第8条 教授会の構成員は、自己、配偶者若しくは三親等以内の親族の一身上に関する事件、又は自己若しくはこれらの者に直接利害関係のある事件については、その議事に参与することができない。ただし、教授会の同意があるときは、会議に出席し、発言することができる。

(構成員以外の出席)

第9条 議長は、必要があると認めるときは、会議に教授会の構成員以外の者の出席を求めることができる。

(庶務)

第10条 議長は、教授会に職員を出席させ議事事項に関し、説明を行わせ、及び議事録を作成させ、その他議事運営上の庶務を処理させる。

(雑則)

第11条 この規程の施行に関し、必要な事項は、教授会において別に定める。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成31年3月19日から施行する。